

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の25第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和8年6月30日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 農用地利用集積等促進計画（令和8年度第4号～第7号）の内容別紙のとおり。

計画	利用権を設定する土地の所在市町村	利用権を設定する者の数	利用権の設定を受ける者の数	利用権を設定する土地
4	田村市	22 者	1 者	福島県田村市都路町古道字下ノ久保175 ほか 77 筆
5	田村市	8 者	2 者	福島県田村市都路町岩井沢字櫛梨子51-1 ほか 17 筆
6	南相馬市	6 者	2 者	福島県南相馬市原町区陣ヶ崎424 ほか 16 筆
7	川内村	1 者	1 者	福島県双葉郡川内村大字上川内字平伏森25 ほか 0 筆

なお、上記の農用地利用集積等促進計画は所有権の移転を除く利用権の設定とする。